

大月市くらし応援特別商品券 取扱説明書

1. 対象者

令和 8 年 3 月 1 日時点で大月市住民基本台帳に登録されている人

2. 利用期間

令和 8 年 4 月 1 日(水)～令和 8 年 6 月 30 日(火) ※店舗での利用期間

3. 商品券について

上記 1 の対象者に一人10,000円分(1,000円券×10枚)の商品券を配付します。

4. 利用時の注意事項

- ・本券は偽造防止処理が施されています。
- ・本券は、ビール券、プリペイドカード、切手など換金性の高いものやたばこの購入及び電子マネーへの入金、国・地方公共団体への支払いや公共料金(電気、ガス料金等)の支払い、仕入れ及び経費等の支払い、その他各取扱店舗が指定するもの等にはご利用できません。
- ・本券は現金への両替はできません。
- ・本券の払い戻しはできません。
- ・本券の額面に満たない利用であっても、お釣りはお支払いできません。
- ・本券の紛失、損失、破損等に対して発行者は一切の責任を負いかねます。
- ・本券の再発行は一切できません。

5. 取扱店舗への登録について

- ・市内に事業所、店舗等を有し、または市内において移動販売を行い、物品の販売や役務の提供等をする事業者が対象です
- ・登録については、原則 2 月 24 日(火)～3 月 13 日(金)までです。この期間に間に合わない場合でも登録は可能ですが、市民にお渡しする店舗一覧のチラシには掲載されず、市ホームページのみでお知らせする形となります。予めご了承ください。

6. 利用から換金までの流れ

- ①利用者から商品券の利用があったら、裏面に必ず利用日と取扱店を記載
- ②換金請求書を記入し、利用済みの商品券と合わせて山梨中央銀行へ持参
- ③申請内容を確認し、問題なければ指定口座に利用額を振り込みます

7. 換金について

月曜日または木曜日に請求書の受付を行い、翌週に指定口座へ振り込みます。なお、**請求期間を過ぎた場合、換金の受付は致しませんのでご注意ください。**

- ・換金請求期間 令和 8 年 4 月 13 日(月)～令和 8 年 7 月 30 日(木) ※祝日を除く
平日のみ 午前9時～午後3時
- ・振込日 令和 8 年 4 月 20 日(月)～令和 8 年 8 月 6 日(木)
下記スケジュールのとおり
- ・換金窓口 山梨中央銀行(大月支店、猿橋支店)
- ・換金手数料 無料
- ・持ち物 利用済みの商品券、換金請求書、取扱店登録証

換金スケジュール

換金受付日	振込日	換金受付日	振込日
4月13日(月)	4月20日(月)	6月11日(木)	6月18日(木)
4月16日(木)	4月23日(木)	6月15日(月)	6月22日(月)
4月20日(月)	4月27日(月)	6月18日(木)	6月25日(木)
4月23日(木)	4月30日(木)	6月22日(月)	6月29日(月)
4月27日(月)	5月7日(木)	6月25日(木)	7月2日(木)
4月30日(木)	5月11日(月)	6月29日(月)	7月6日(月)
5月7日(木)	5月14日(木)	7月2日(木)	7月9日(木)
5月11日(月)	5月18日(月)	7月6日(月)	7月13日(月)
5月14日(木)	5月21日(木)	7月9日(木)	7月16日(木)
5月18日(月)	5月25日(月)	7月13日(月)	7月21日(火)
5月21日(木)	5月28日(木)	7月16日(木)	7月23日(木)
5月25日(月)	6月1日(月)	7月21日(火)	7月27日(月)
5月28日(木)	6月4日(木)	7月23日(木)	7月30日(木)
6月1日(月)	6月8日(月)	7月27日(月)	8月3日(月)
6月4日(木)	6月11日(木)	7月30日(木)	8月6日(木)
6月8日(月)	6月15日(月)	—	—

8. 換金時の注意事項

- ・ 市民から利用があった場合は、裏面に①利用があった日②取扱店舗名を記入又は押印し、換金請求書に記入のうえ、山梨中央銀行(大月支店、猿橋支店)の換金窓口を持参してください。
- ・ 換金請求書が不足した場合は、山梨中央銀行(大月支店、猿橋支店)でお受け取り下さい。
- ・ 山梨中央銀行で確認後、取扱店が申請時に登録した口座に振り込みます。
- ・ 商品券は、ある程度まとめて持参してください。

9. 取扱店登録証及び啓発品の配布

- ・ 登録証や啓発品については、3月中旬～下旬に郵送を予定しています。

参考 商品券の券面



〈チケットが利用できる商品等について〉

- このチケットは、大月市暮らし応援特別商品券取扱店として登録された小売店、飲食店、サービス提供の店舗で利用できます。
- 取扱店にはポストカード、ステッカーが提示されています。
- つり銭は出ませんのでチケットの額面以上でご利用下さい。
- このチケットの有効期限は2026年6月30日(火)です。期限を過ぎたチケットは利用できません。

〈チケットが利用できないもの〉

- 換金性の高いもの(商品券、ビール券、図書券、切手、はがき、プリペイドカード、たばこ、印紙等)や、公共料金、事業活動に発生した買掛金、未払い金等には利用できません。
- また、各取扱店でチケットの利用を制限しているものには利用できませんので、各取扱店でご確認ください。

お問い合わせ先
大月市 総務部 企画財政課 地域活性化担当 Tel.0554-23-5011

換金済確認欄

加盟店印欄

商品券利用日2026年 月 日

換金請求時に店舗名等を記載してください

見本